

## 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議

今般の堤信也議員の通告一般質問濫用問題は、議会の品位を重んじなければならぬ議員として、あるまじき行為と言わざるを得ない。

一般質問は、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせ、政策の変更・是正あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果がある。その重大さを十分承知していたはずの堤議員が、このような行為を長年にわたり繰り返し行っていた事実は、会津美里町議会として到底看過できるものではない。

堤議員は、今般の事態の重大さを真摯に受け止め、町民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たすとともに、速やかに会津美里町議會議員の職を辞するようここに勧告する。

以上、決議する。

令和4年7月26日

会津美里町議会

